

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第七号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則等の一部を改正する規則

(出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部改正)

第一条 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則(昭和三十九年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 庁 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)第二条第一号に規定する庁をいう。

二 酈 広島県会計規則第二条第二号に規定する酈をいう。

三 旅費システム 職員の旅行及び旅費(費用弁償を含む。以下同じ。)に関する事務を一体的に処理するために用いる情報システムをいう。

別表第一の七の部から十三の部までの規定中「係るもの」の下に「(旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。)」を加え、同表十五の部中

広島県立歴史博物館	副館長
警察署	副署長又は次長
会計課長	副署長又は次長
広島県立歴史博物館	副館長

を

広島県立歴史博物館	副館長
警察署	副署長又は次長
会計課長	副署長又は次長
広島県立歴史博物館	副館長

に改め、

同表中十六の部を十七の部とし、十五の部の次に次のように加える。

別表第一に次のように加える。	一 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認
十五	十五の部の次に次のように加える。

別表第一に次のように加える。	一 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認
十五	十五の部の次に次のように加える。
十五	十五の部の次に次のように加える。

政策企画部企画調整局		警察本部刑事部科学捜査研究所		広島県警察学校		選挙管理委員会事務局		監査委員事務局		地域事務所の課		広島県広島地域事務所		広島県呉地域事務所		広島県東広島地域事務所		広島県尾三地域事務所		広島県福山地域事務所	
広島県福山 地域事務所	農林局三川ダム 管理事務所	建設局山田川ダム ム管理事務所	建設局野間川ダ ム建設事業所	農林局重井・三 河農業水利改良 事業所	建設局竹原支局 仁賀ダム建設事 業所	建設局重井・三 河農業水利改良 事業所	農林局重井・三 河農業水利改良 事業所	建設局竹原支局 仁賀ダム建設事 業所	建設局福富ダム ム管理事務所	建設局野呂川ダ ム管理事務所	農林局沖美農業 水利改良事業所	建設局魚切ダム ム管理事務所	建設局梶毛ダム ム管理事務所	建設局東部連続 立体交差事業所	建設局東部連続 立体交差事業所	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	広島県警察学校	警察本部刑事部科学捜査研究所	政策企画部企画調整局	
所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	課長	事務局長	校長	所長	分権改革担当の企 画監	

		広島県備北 地域事務所	建設局福山幹線 道路建設事業所
警察署 所	広島県立総合技術研究所	企画部	建設局庄原支局 庄原ダム建設事業所
		企画部長	所長

（広島県会計規則の一部改正）

第二条 広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「規定する会計事務」の下に「並びに会計管理者から第八号に規定する旅費出納員に対して委任された事務」を加え、同条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 旅費出納員 庁、地域事務所、広島県立総合技術研究所及び警察署における旅費（費用弁償を含む。）に係る支出負担行為に関する確認の事務（情報システムを用いて職員の旅行に関する事務と一体的に処理するものに限る。）について会計管理者の委任を受けた出納員をいう。

第二十二条第一項中「又は廻出納員等」を「、廻出納員、地域事務所出納員、旅費出納員又は分任出納員（廻出納員から廻の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「又は廻出納員等」を「、廻出納員、地域事務所出納員、旅費出納員又は分任出納員」に改める。

第九十九条中「又は廻出納員等及び税務出納員」を「、廻出納員、地域事務所出納員、税務出納員、旅費出納員及び分任出納員（廻出納員から廻の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）」に、「収入及び」を「収入又は」に改める。

第二百二条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 旅費出納員

（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

第三条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「に限る。」を「、県立病院長にあつては第十六号に掲げる事務を」を加え、同項第十六号中「支出命令」の下に「（旅費システムにより処理する切符等に係るものを除く。）」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（県立病院長への委任）

第二十六条 次に掲げる事務は、県立病院長に委任する。

一 収入の通知並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（
広島県行政組織規則第二条第二項に規定する本庁において一括して行う契約に関する
事務を除く。）及び支出命令

附 則

この規則は、公布の日から施行する。